

「消費者契約法」を活用しよう！

消費者は自分の責任で契約をしなければなりませんが、消費者と事業者の間の情報の質や量、交渉力には大きな格差があります。消費者契約法はその差を少しでもなくし、契約のトラブルから消費者の利益を守るためにルールで、消費者と事業者の間で結ばれる全ての契約が対象となります（労働契約を除く）。

こんな場合に契約を取り消すことができます

誤認した場合	① 不実告知 重要事項について事実と異なることを告げられた場合 	② 断定的判断の提供	将来の不確実な事項を確定のものとして告げられた場合 	③ 不利益事実の不告知	消費者に有利な点ばかり強調し、不利な事実を故意に告げなかった場合
困惑した場合	④ 不退去 帰ってほしいという意思表示をしたのに帰らない場合 	⑤ 監禁 営業所などで帰りたいという意思表示をしたのに帰らせない場合 	どうやって取り消す？ 事業者に対して証拠が残るよう書面で通知します。契約を取り消すことができる期間は、消費者が誤認したと気づいた時、または困惑状態を脱した時から6ヶ月以内かつ契約締結の時から5年以内です。		

契約書の中の不当な条項は無効です

事業者の損害賠償責任を一切免除する条項、不当に高額な解約損料や遅延損害金を要求する条項、消費者の利益を一方的に害する条項などは無効です。ただし、その条項が無効になったからといって、契約自体が無効になるわけではありません。常識的な範囲内で責任を負わせたり、損害金が減額されたりすることになります。

困った時は、早めに相談！

安いな承諾や支払い、あいまいな返事はトラブルのもとです。「うますぎるもうけ話に注意する」「必要がなければはっきりと断る」など日頃から心がけ、少しでもおかしいと思ったら、家族や下記の窓口に相談しましょう。

また、多重債務に関する相談も扱っています。

消費生活相談窓口	電話番号	受付時間
幸田町消費生活相談	(0564) 62-1111	毎月 第1・第3金曜日 13:00～16:00 ※相談日が祝日の場合は、前日を相談日とします。
愛知県西三河県民生活プラザ	消費生活相談 (0564) 27-0999 多重債務相談 (0564) 27-0800	月～金 9:00～16:30 月～金 9:00～17:15

▼土曜日・日曜日の相談は次のところへ

消費生活相談窓口	電話番号	受付時間
愛知県中央県民生活プラザ	消費生活相談 (052) 962-0999 多重債務相談 (052) 962-5100	土・日 9:00～16:00 土・日 9:00～16:30
消費者ホットライン	(0570) 064-370	※最寄りの消費者生活相談窓口へつながります。

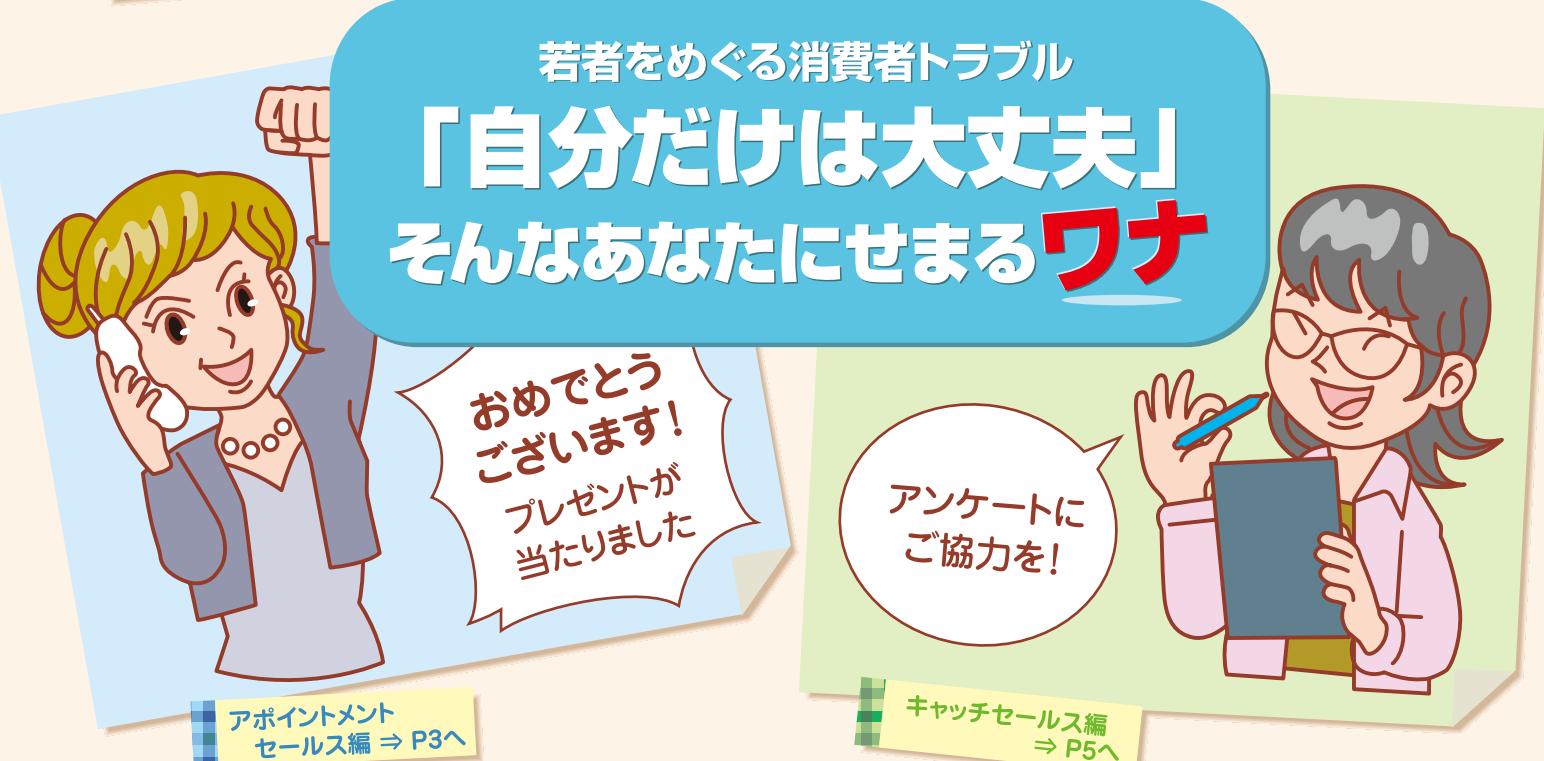
発行／幸田町総務部企画政策課

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1-1

☎ (0564) 62-1111

情報提供／愛知県県民生活部県民生活課

相談する時は、
①販売者の名称、②契約した日、
③契約した場所、④商品名、
⑤その時の事情
をお話ください。



「悪質商法の被害に遭う人もいるけど、私はだまされない」「知識と経験があるから大丈夫」そう思っていませんか？

でも、あなたの周りには、思わぬ危険がいっぱい！ ほら、こんなこと、ありませんでしたか？

「自分だけは大丈夫！」そう思っているあなたこそ、こんな時どうすればいいか一緒に考えてみましょう。

自分で正しく判断し、行動できる消費者になることが、消費者被害を未然に防ぐポイントなのです。

★あなたにせまるワナ！(悪質商法の手口)

携帯電話トラブル編……………2

アポイントメントセールス編……………3

マルチ商法編……………4

キャッチセールス編……………5

★契約ってなんだろう?……………6

★「クーリング・オフ」って知ってる?……………7

★「消費者契約法」を活用しよう!……………8

★困った時は、早めに相談……………8

あなたにせまるワナ!

携帯電話トラブル編



チャレンジ!

- ①無料で着うたダウンロードにアクセスしたら、「氏名、住所、生年月日を入力してください。」とあった。入力しても良いかな?
(A ちょっと危険。入力しない。 · B 気軽に入力する。)
- ②メールで簡単なクイズが送られてきたので応募したら、後から有料情報の請求メールが届いた。これって支払わなきゃいけないの?
(C 支払わなければいけない。 · D 支払わなくてよい。)

答えはP4

あなたにせまるワナ!

アポイントメントセールス編



チャレンジ!

- *未成年者の契約には、法定代理人(親等)の同意が必要です。同意のない契約は、取り消すことができます。(民法による「未成年者取消」)
- ①本当は18歳だけど、20歳と嘘をついて契約した。親に反対されたので契約の取消をしたいけど、できるかな?
(A できる · B できない)
- ②20歳を過ぎたら、急に勧誘の電話がふえたみたい。なんでだろう?
[]

P6 “チャレンジ!”の答え

- ①A, B, C, D, E, F (これらは、全て契約です。)
②2(口約束でも契約は成立します。契約書を作り署名するのは、内容をはっきりさせ、確かに契約したという証拠を残すためです。)

P5 “チャレンジ!”の答え

- ① A 取りに行かない。行った先で、不要な商品・サービスを強引に勧められる可能性がありますので注意しましょう。(キャッチセールス)
② B できない。(エステの契約とは別の日に、自分から商品を購入するために店舗に出かけているため、クーリング・オフの対象外です。)

あなたにせまる ワナ!

マルチ商法編



こんな手口に注意!

■「すごくいいバイトがある。」「人生が変わる話が聞けるよ。」「ネットワークビジネスで稼ごう」などと言って説いています。

主な商品・サービス

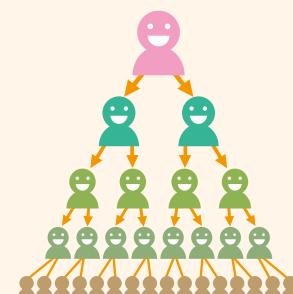
健康食品、化粧品セット、浄水器、代理店の権利など

チェックポイント

■誰でも簡単に高収入が得られるように思わせて説いていますが、実際は会社と一部の販売員だけがもうかるシステムです。楽してもうかる話はありません。きっぱりと断りましょう。

■ビジネスの経験が少ない若者が狙われやすく、支払に充てるため、消費者金融から借り入れをさせるケースが多くあります。

■強引な勧誘の結果、人間関係を悪くするだけでなく、嘘の説明や脅かし等の行為をすると、自分自身が加害者になる可能性があります。



最初の1人が2人の会員を加入させ、その会員も次日に2人ずつ会員を加入させると、1ヶ月もたたないうちに、日本国民全員が会員になります。

P2 “チャレンジ!” の答え

- ①[A] 入力しない。住所、氏名などを入力するのは、個人情報を集めるためかもしれません。架空請求や勧誘などに使用される可能性がありますから注意しましょう。
- ②[B] 支払わなくてよい。メールや電話での請求に応じる必要はありません。(万一、請求書などが届いたら県民生活プラザ等に相談しましょう。事前に有料との表示がなかった場合や、確認画面がなかった場合は、反論できます。)

P3 “チャレンジ!” の答え

- ①[A] できない。(事情によっては、「未成年者取消」ができる場合がありますので、県民生活プラザ等へ相談してください。おこづかい程度の金額で契約した場合や、未成年者でも結婚している場合は、契約を取り消すことはできません。)
- ②親の同意がなくても契約できるようになり、「未成年者取消」ができなくなるから。

あなたにせまる ワナ!

キャッチセールス編



チャレンジ!

①街角でアンケートに答えたたら、「事務所まで景品を取りに来てください。」と言われた。取りに行っても良いかな?
([A] なんか怪しい感じ。取りに行かない。 · [B] せっかく景品をもらえるんだから、取りに行く。)

②エステの契約とは別の日に、自分から化粧品を購入するためにエステ店に出かけて化粧品を買った。
でも、使ってみたら自分の肌にはあわないみたい。この化粧品のクーリング・オフはできる?

([A] できる · [B] できない) ※クーリング・オフ……P7

答えはP2



契約ってなんだろう？

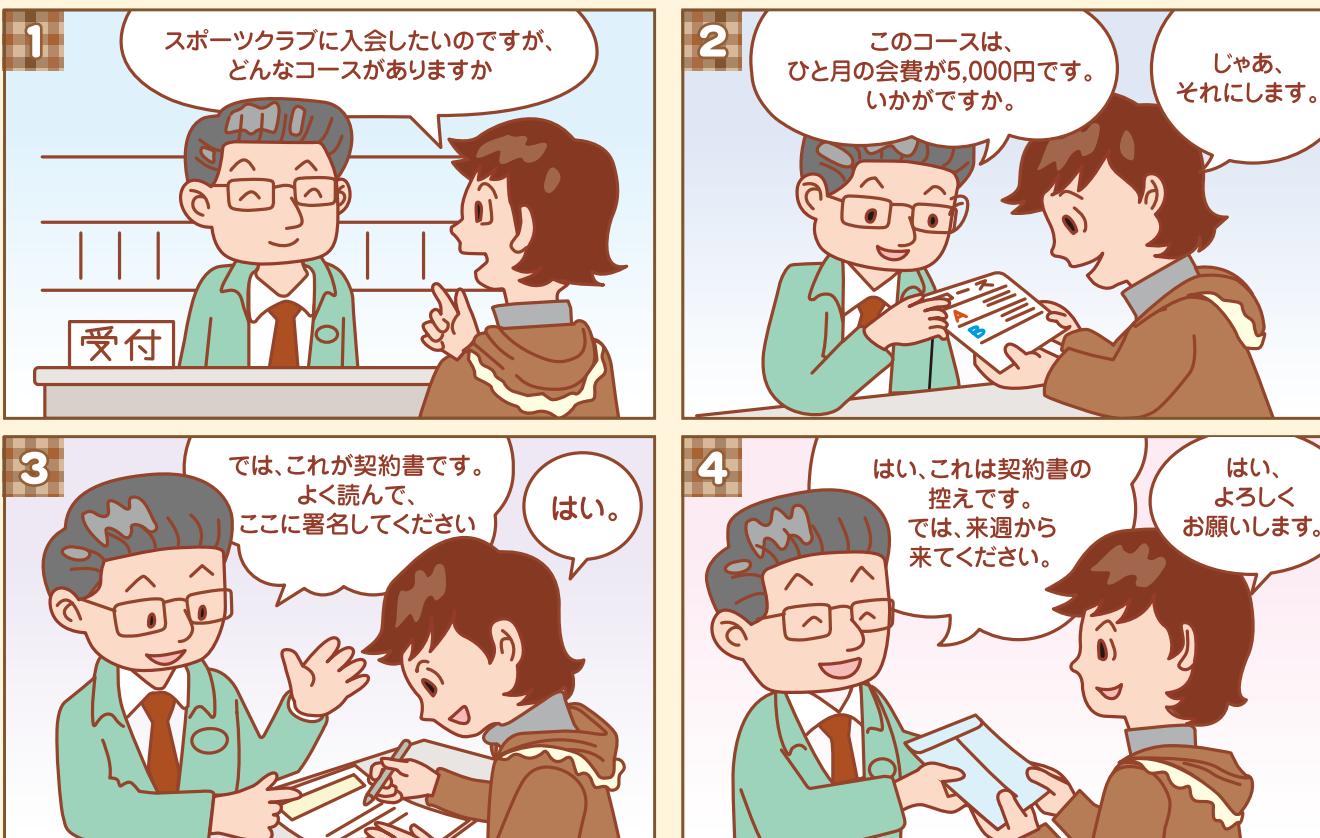
チャレンジ!

①次のうち、「契約」に当てはまるのはどれでしょう? (答えはP3)

- A** DVDを借りる。
 - B** コインロッカーを利用する。
 - C** 医者の診察を受ける。
 - D** バスに乗る。
 - E** パソコンを買う。
 - F** 大学に入学する。

チャレンジ!

②次のうち、「契約」が成立したのはいつでしょう (答えはP3)



『契約』とは、一言でいえば法律的責任の生じる『約束』のことです。当事者双方の合意（「売りたい」という意思表示と「買いたい」という意思表示が合致）によって成立するもので、たとえ口約束でも契約は成立します。

契約書を作成し判を押すのは、文章にして内容をはっきりさせ、確かに契約したという証拠を残すためです

契約は、自由に結ぶことができますが、いったん契約すると、それを守る義務が生じます。契約書のあるなしにかかわらず、**契約内容を守るのは当然のことです。**

原則として、一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。しかし、クーリング・オフ制度（P7参照）を利用して解約することや、次のようなときは条件次第で契約をやめることが認められる場合があります。

- 間違って契約した場合（錯誤）
 - だまされたり、脅かされたりして契約した場合（詐欺・強迫）
 - 未成年者が法定代理人（親等）の同意なく契約した場合（未成年者取消P3）
 - 消費者契約法を利用する場合（P8上段参照）

いずれにしても、一度結んだ契約をやめるのは大変なことです。契約はくれぐれも慎重にしましょう

「クリーリング・オフ」って知ってる？

「クーリング・オフ」ってどんな制度？

消費者がいったん契約した場合でも、頭を冷やして考え直した結果、契約をやめたいと思えば、一定期間内であれば無条件で契約を解除することなどができる制度です。

「クーリング・オフ」は、どんな契約でもできるの？

下の表に記載してある取引などが対象で、すべての契約に認められるわけではありません。たとえば、自分から店舗に出かけて品物を購入したり、通信販売で商品を注文した場合は、この制度は利用できません。

取引内容	期間
訪問販売(アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

※クーリング・オフ期間の起算日は「法定の要件を満たした契約書面を受け取った日」からで、初日を算入します。

「クーリング・オフ」はどうやって行うの？

必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。はがきを「特定記録郵便」や「簡易書留」など発信したことが証明できる方法で送ります。証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「簡易書留」などの受領証と一緒に大切に保管しましょう。

また、クレジット契約をしている場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。

*内容証明郵便で出す方法もあります。

A blank Japanese postcard template. It features a large rectangular box for an address or stamp on the left. In the top right corner is a purple oval containing the character '表' (top). The center contains the text '郵便はがき' (postcard) above a row of seven small rectangular boxes. Below this is a large vertical column of text: '○○市○○町○○番地' (Address), '○○株式会社' (Company name), and '代表者様' (Name of representative).

「クリーニング・オフ」ができないときは、あきらめるしかないの？

事業者が嘘を言ったり脅したりして、クーリング・オフを妨害した場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフができます。そのほかにも、「未成年者取消」や「消費者契約法」が利用できる場合もあります。あきらめないで、県民生活プラザなどに相談しましょう。